

小菅村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 723	千円 1,464,146	千円	千円 158,097	% 10.8	%

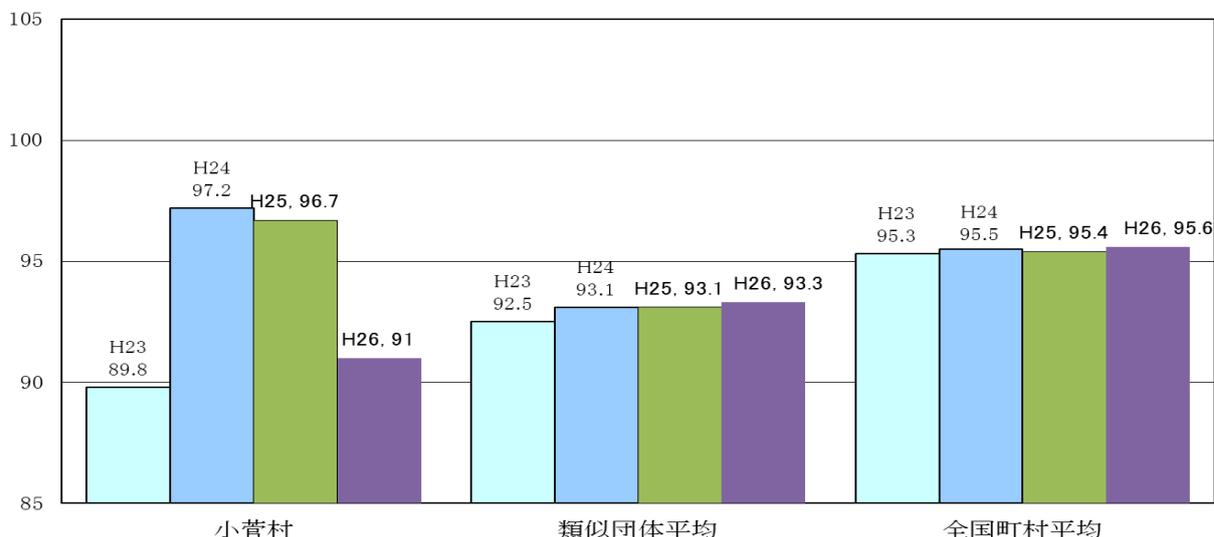
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
25年度	人 22	千円 72,873	千円 21,471	千円 26,122	千円 120,466

(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)町村類 型 I - 2 平均 一人当たり給 与費
千円 5,476	千円 5,334

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況 ※本村では該当なし

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B (%)	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパ
イレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の
支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手
当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施
の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 【記入例】平成27年4月1日

(内容) 【記入例】一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均○%引下げ。若
年層については、……。高齢層については……。激変緩和のため、3年間(平成30年3月3
1日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し ※本村では該当なし

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）【記入例】国基準●%に対し、△△市においても●%を支給。

（実施時期）【記入例】平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年度は1%。

（参考）

	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合（H30.4.1）	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	0%	3%	1%
△△市の支給割合	0%	3%	1%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

（平成27年4月1日実施）

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小菅村	39.8歳	279,400円	326,664円
山梨県	43.0歳	368,964円	421,909円
国	43.5歳	335,000円	—
類似団体	42.9歳	322,789円	381,536円

②技能労務職

※ 本村では該当なし

③教育職

※ 本村では該当なし

(注)

- 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(2) 職員の初任給の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分		小菅村	山梨県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	178,800 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	144,500 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	142,100 円	146,700 円	—
	中学卒	円	129,200 円	—
教育職	大学卒	円	199,700 円	—
	高校卒	円	154,900 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成26年4月1日現在)

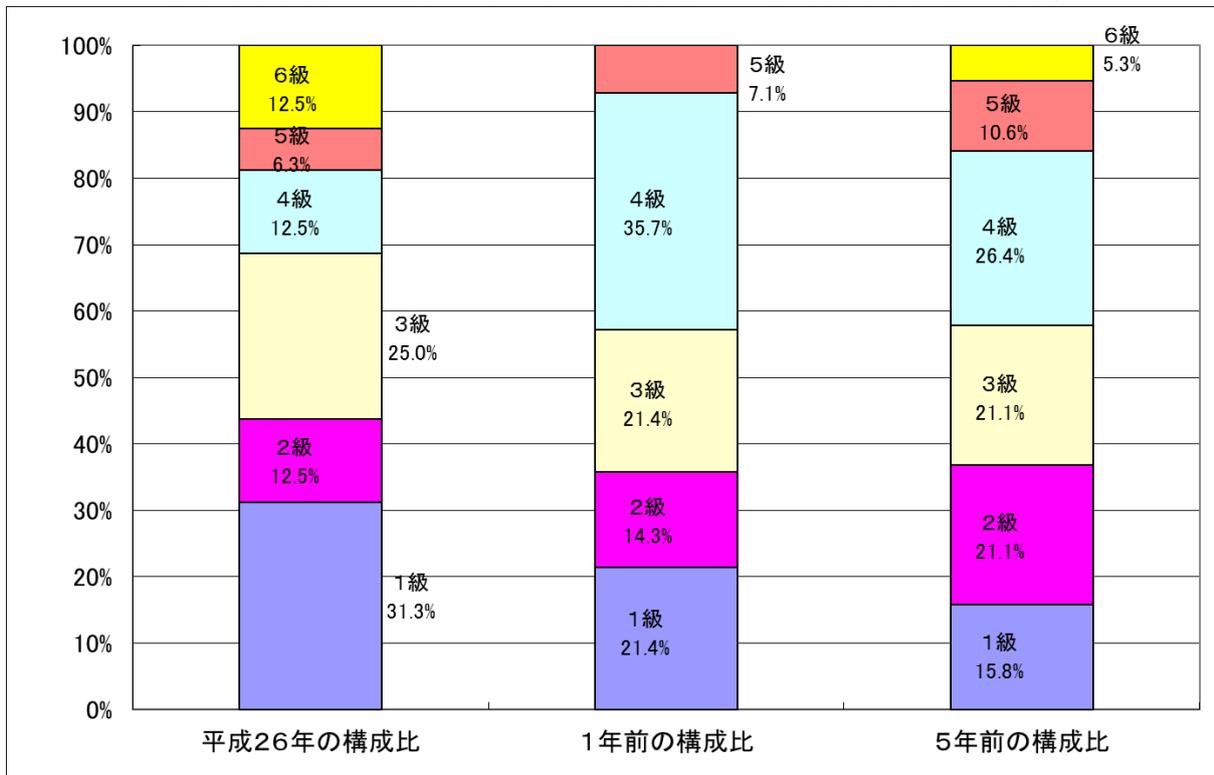
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	262,400 円	— 円	370,100 円	— 円
	高校卒	246,800 円	307,600 円	350,100 円	396,300 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	・主事又は技師の職務	5人	31.25%	135,600円	243,700円
2級	・主任の職務	2人	12.5%	185,800円	308,100円
3級	・主査の職務 ・副主査の職務 ・会計管理者の職務	4人	25.0%	222,900円	355,000円
4級	・課長の職務 ・主幹の職務 ・会計管理者の職務	2人	12.5%	261,900円	388,600円
5級	・課長の職務 ・会計管理者の職務	1人	6.25%	289,200円	401,000円
6級	・課長の職務 ・会計管理者の職務	2人	12.5%	320,600円	423,000円

- (注) 1 小菅村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

--

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小 菅 村	山 梨 県	国
1人当たり平均支給額（25年度） 1,069 千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,484 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職手当 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職手当 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

--

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

小 菅 村	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 21.62 月分 27.0250 月分 勤続25年 30.82 月分 36.570 月分 勤続35年 43.70 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例制度 (2～20%)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 21.62 月分 27.0250 月分 勤続25年 30.82 月分 36.570 月分 勤続35年 43.70 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例制度 (2～20%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成26年4月1日現在）

※ 本村では該当なし

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

※ 本村では該当なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	2,464	千円
職員1人当たり平均支給年額 （25年度決算）	189	千円
支給実績（24年度決算）	2,344	千円
職員1人当たり平均支給年額 （24年度決算）	145	千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （25年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （25年度決算）
扶養手当	扶養親族として認定された配偶者、22歳未満の子、60歳以上の父母に支給する。 （月額） ①配偶者13,500円 ②その他2人まで6,500円 ③3人目以降5,000円 満16歳、年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	同		千円 2,598	円 236,181
住居手当	住宅等を借受け12,000円以上の家賃を支払っている職員に支給。 ○借家等 ・家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円～55,000円 （家賃-23,000円）×1/2+11,000円	同		千円 420	円 84,000

	・家賃55,000円以上 27,000円(限度額)				
通勤手当	交通機関利用の場合、運賃相当額を限度額内で、自動車の場合、距離数に応じて支給。 ○通勤距離2km以上の職員に支給	同		千円 338	円 28,200
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、その職務の特殊性に基づき定められた職にあるものに支給 役職に応じて額を支給	異	基本給 × 8/100	千円 1,173	円 234,504
宿日直手当	勤務1回につき、4,200円	同		千円 1,887	円 117,975
寒冷地手当	11月から3月末までの各月の初日に在勤する職員に区分に応じて支給	異	世帯主で扶養あり 6,600円 世帯主で扶養なし 3,960円 その他の職員 2,840円	千円 520	円 24,752

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	村 長	500,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
		(円)	円/	円
報 酬	教 育 長	350,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
		(円)	円/	円
報 酬	議 長	171,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
		(円)	円/	円
	副 議 長	142,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
報 酬		(円)	円/	円
	議 員	121,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
		(円)	円/	円

期末手当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(25年度支給割合) 3.90 月分
	議 副 議 長 副 議 員	(25年度支給割合) 3.10 月分
退職手当	村 長 教育長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 月額×率(0.42)×12月×4年 10,080,000円 任期满后時 月額×率(0.20)×12月×4年 3,360,000円 任期满后時
	備 考	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

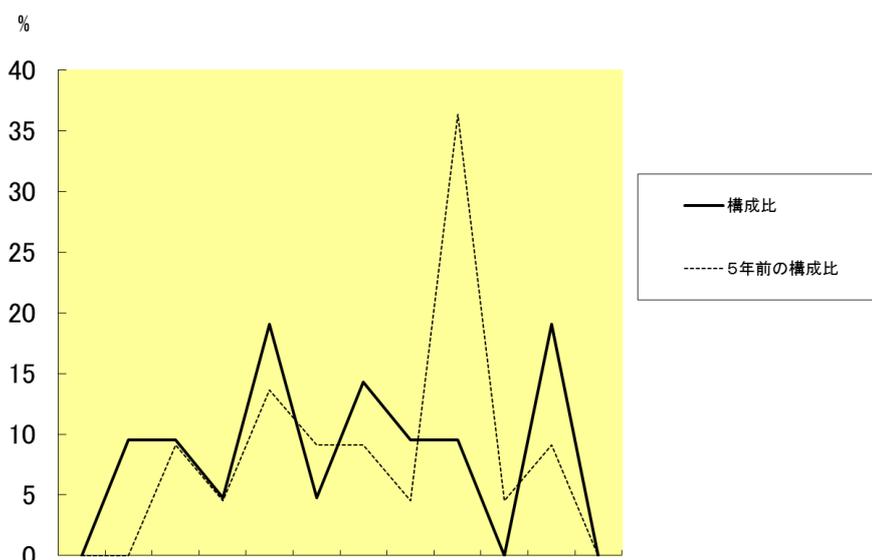
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門 議 会 総 務 税 務 労 働 農 水 商 工 土 木 民 生 衛 生		0			
			4	4		
			1	1		
			0	0		
			3	3		
		1	1			
		2	2			
		3	3			
	1	0	▲1	欠員不補充		
	計	15	14			
	教育部門	3	3			
	消防部門					
	小 計	3	3			
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院 (診 療 所)	2	2			
	水 道 交 通 下 水 道 そ の 他 (国 保 ・ 介 護)	3	3			
	小 計	5	5			
合 計		23	22			
		[25]	[25]	[]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	2人	2人	1人	4人	1人	3人	2人	2人	0人	4人	0人	21人



(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	13	13	14	15	15	14	+1 (107%)
教育	4	3	3	3	3	3	-1 (75%)
消防							(%)
普通会計	17	16	17	18	18	17	(%)
公営企業等会計	3	2	3	4	5	5	+2 (166%)
総合計	20	18	20	22	23	22	+2 (110%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

※ 本村では該当なし